

平成 30 年度 第 1 回 市川市社会福祉審議会 会議録

1. 開催日時：平成 30 年 8 月 23 日(木) 午後 2 時 00 分～3 時 30 分

2. 開催場所：市役所仮本庁舎 4 階 第 1, 2 委員会室

3. 出席者

【委員】

会長 岸田委員

副会長 藤野委員

委員 石原委員、小野委員、庄司委員、戸坂委員、萩原委員、福澤委員、
古瀬委員、松浦委員、村山委員、安井委員、和田委員

(欠席者 5 名)

【市川市】

永田福祉部長、菊池福祉部次長、若菜福祉政策課長、杉山地域支えあい課長、
加藤介護福祉課長、高橋障害者支援課長、鷺沼発達支援課長ほか

4. 傍聴者 0 名

5. 議事

(1)平成 30 年度市川市社会福祉審議会の開催について

(2)「市川市障害者計画基本計画(平成 20～29 年度)」及び第 2 次いちかわハートフル
プラン進捗状況報告について

(3)障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

6. 配布資料

会議次第

審議会資料 1 市川市障害者計画基本計画の総括及び第 2 次いちかわハートフルプラン
【市川市障害者計画(第 3 次実施計画)・第 4 期市川市障害者福祉計画】
の進捗状況について(平成 29 年度)

審議会資料 1-1 市川市障害者計画(第 3 次実施計画)重点事業 進捗状況及び第 4 期
市川市障害福祉計画 個別サービスの見込量と実績について
(平成 29 年度)

審議会資料 2 障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

審議会資料 3 支給決定の流れ

審議会資料 4 市川市障害福祉サービス等の支給決定基準に関する要綱(案)

7. 議事録
 (午後2時開会)

発言者	内 容
岸田会長	<p style="text-align: center;">(1) 平成30年度市川市社会福祉審議会の開催について</p> <p>それでは、議題(1)「平成30年度市川市社会福祉審議会の開催について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">(「参考資料 平成30年度市川市社会福祉審議会開催予定表」に基づき説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
岸田会長	<p style="text-align: center;">(2) 市川市障害者計画基本計画(平成20～29年度)」及び第2次いちかわハートフルプラン進捗状況報告について</p> <p>それでは、議題(2)「市川市障害者計画基本計画(平成20～29年度)」及び第2次いちかわハートフルプラン進捗状況報告について」です。説明をお願いします。</p>
障害者支援課長	<p style="text-align: center;">(「審議会資料1 市川市障害者計画基本計画の総括及び第2次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画(第3次実施計画)・第4期市川市障害者福祉計画】の進捗状況について(平成29年度)」に基づき説明)</p>
岸田会長	<p>ただいま障害者支援課長より説明がありましたが、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
和田委員	<p>5ページ①で障害者虐待通報件数が増えているということですが、資料を見ていると、件数が増えてめでたしという様に見受けられます。件数が増えたことについての解析や、それについての対策などの記載がなく、最後の総括でも特に触れていないのが気になります。</p>

<p>障害者支援課</p>	<p>以前は、虐待防止の仕組みが完成してから日が浅いこともあり、市民レベルで周知が進んでいなく、また、通報者等のお話を伺うと、通報することに対してためらいを感じている方が多くいらっしゃいました。そこで、まずはためらいなく通報をしていただけるように、秘密厳守を前提として周知に努めました。そうしたことから件数の増加につながったと考えています。</p> <p>なお、通報件数から実際に虐待と認められた認定件数は、29年度は2件でございました。</p>
<p>村山委員</p>	<p>虐待と認定された案件の対応はどのように行ったのでしょうか。虐待として認定されないにしても、通報があったということは、何らかのお困りごとや生きづらさを感じているのではないのでしょうか。そういったことから、やはり権利擁護は重要事項なので、総括のページでも深く掘り下げて記載することを検討していただきたいです。</p> <p>また、4ページの数値目標が本当に市民のニーズになっているのでしょうか。目標を設定していても、それに基づくサービスがなければ市民に提供はできませんので、サービスの創設についても行政が率先して仕組みづくりに取り組んでいただきたいです。</p> <p>なお、22ページで「精神病院からの地域移行」の指標が25人増加していますが、どうしてそうなったかの背景についてを課題として明記していただきたいです。</p> <p>併せて、32ページの(3)居住系サービスについて、グループホームが不足しているため、増設が必要だが、「需要が増大傾向にある」という他に、障がいがある方の高齢化が近々の課題でもあるので、「高齢化」という文言も入れていただきたいです。</p>
<p>障害者支援課</p>	<p>「精神病院からの地域移行」についてですが、こちらは、市独自設定の指標で、生活保護受給者の中で1年以上入院している方、市の精神障害者入院医療費助成制度を利用している方の中で1年以上入院している方を合計の指標としていますので、市川市の方で長期入院している方の一部になります。</p> <p>一方では制度を使わず通院や長期入院をしている方が相当数いらっしゃいますので、30年度からの計画では精神障害者にも対応した地域包括支援として、千葉県で圏域ごとに委託をしている地域移行支援協議会と連携をしながら進めていくように考えております。</p>
<p>古瀬委員</p>	<p>5ページの②の「就職者の定着率」で、目標としては、「60%以上を維持」と書かれていますが、実際は定着率が年々下がり気味になっています。この数字が下がっている理由についてお教えいただけますでしょうか。</p>

<p>障害者支援課</p>	<p>また、60%以上にあげていくためにはどのような対応をお考えでしょうか。</p> <p>まず、この定着率の定義についてですが、「障害者就労支援センターアクセス」のアフターケアで登録している方のうち、平成18年度以降の就職者が当該年度末まで同一職場にいる率で、すなわち平成18年度以降、ずっと同じ職場で働いている方の数になります。長い方だと10年以上定着しているということで、当然高齢で退職する方も必然的にいらっしゃいます。年数が増えれば増えるほど退職する方の率が高くなるのが、実績を分析していく中で判明いたしました。そうすると60%以上を維持することがこの先困難な課題になります。</p> <p>平成30年度からの計画では、「就職者の定着率」は同じ形で設定しておらず、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を設定しております。これは一般就労してから半年以上たった方が就労定着支援事業の対象者になり、その方が1年後職場定着している率で成果を計っていきたいと考えています。</p>
<p>古瀬委員</p>	<p>30年度からは数値の設定方法が異なるが、今までの実績との比較ができなくなるのではないのでしょうか。</p>
<p>障害者支援課</p>	<p>平成18年度以降から行っていた指標については、計画には盛り込んでいませんが、毎年度進捗状況は把握していきます。一方で、指標の設定方法としては1年後の定着率を見る方が市の成果としてわかりやすいので計画の指標設定としては後者を設定いたしました。</p>
<p>古瀬委員</p>	<p>それはわかりますが、過去の数値と比較をした時に今後は全く異なる数値となります。この課題解決に向けた協議を行う際に、過去と比較ができなかった場合、どのように協議を深めていくのでしょうか。</p> <p>新たな数値を求めるとのことですが、それで定着率を高められるのでしょうか。</p>
<p>障害者支援課</p>	<p>新しい指標については、就労定着支援というこれまでになかったサービスを今年度から始めたという背景がございます。ですので、それが事業者の頑張りによって定着率があがれば効果があったと判定できると考えております。</p> <p>平成18年度以降の定着率については引き続きモニタリングをしていくので、過去との比較自体はできます。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>そこで連続性が損なわれることはないということですね。</p>

障害者支援課	そのとおりでございます。
古瀬委員	はい。わかりました。
岸田会長	どの市町村も課題になっていますが、人材の確保と育成について、例えば住宅費の補助や保育士の確保のために補助を行っている地域もありますが、人材の確保や育成に向けて何か検討していることはありますか。
福祉部長	人材の確保と育成については重要な課題と認識しています。障害関係に限ったことではなく、介護関係についても同様に課題と認識しています。現段階で介護関係については、研修や費用の助成等の具体的な施策は既に行っており、拡充の方向で進めています。ただ、障害関係については、検討中ですが、具体的にお話ができるところまで煮詰まっていない状態です。進めていくにあたっては、何かしらの工夫が必要であると考えております。
岸田会長	大きな課題であると思いますが、是非検討して頂いて、人材の集まる市にさせていただけたらと思います。
小野委員	23 ページの重度訪問介護の評価がA評価になっていますが、見込量が6,146 で実績が2,622 で42.6%であり、A評価にはあたらないのではないのでしょうか。
障害者支援課	重度訪問介護につきましては、相当な時間数を必要とする介護ですが、実際には利用者が居宅介護サービスの方を利用しているため、減少したという背景が考えられます。需要がどれ位満たせているか、ということも加味しておりますので、数字が減少したからといって評価が下がるという訳ではありません。
和田委員	1 ページの(1)「ライフステージを通して一貫した～」について、内容や、どこに配布したか等の具体的な記載がないとイメージがわからないので、もう少し親切に記載していただきたいです。
発達支援課長	乳児期、幼児期、学齢期、成人期、老齢期、その節目で、例えば学校の教師や事業所の職員等の支援者が変わるたびにサービスの内容が変わることによって、本人にとって不利益になったり、手間になる場合がございます。それを補うためのツールとして作成いたしました。具体的には今までの服薬状況や、支援の履歴等を一括して見られることによって本人にとっ

	<p>てより良いサービスを迅速に提供することができるものとなっております。配布先は障害者支援窓口や発達支援課窓口、基幹相談支援センターえくるの窓口等にて無料配布しています。</p>
和田委員	<p>1人ひとりに配布され、家庭で持つものということで良いですか。</p>
発達支援課長	<p>そのとおりでございます。</p>
岸田会長	<p>お薬手帳の拡大版という認識ですかね。</p>
	<p style="text-align: center;">(3)障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について</p>
岸田会長	<p>それでは議題(3)「障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について」に移りたいと思います。障害者支援課課長より説明をお願いします。</p>
障害者支援課長	<p style="text-align: center;">(「審議会資料2 障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について」、 「審議会資料3 支給決定の流れ」、「審議会資料4 市川市障害福祉サービス等の支給決定基準に関する要綱(案)」、「審議会資料5 障害福祉サービス等支給決定基準(案)」に基づき説明)</p>
岸田会長	<p>障害者支援課長から説明がありました。内容について、ご質問または意見などがありましたら、お願いします。</p>
藤野副会長	<p>審査会の構成員等、支給決定会議との違いは何か教えてください。</p>
障害者支援課長	<p>審査会は、障害の支援区分を、介護保険でいう要介護認定を決める会議になります。構成員は学識経験者や、福祉関係者で1合議体あたり5人の方に来ていただき、4合議体で週に1回開催しております。</p>
岸田会長	<p>支給決定会議は審査会の後に必ず行うものですか。支給決定会議後、審査会に戻すというようなケースはあるのでしょうか。</p>
障害者支援課	<p>場合によってはもう一度審査会に意見をもらうことも想定しております。</p>
村山委員	<p>審議会資料4の第4条第2項では、「支給決定会議の出席者は、おおむね次に掲げる者とする。」とありますが、本人が出席することは想定しているのでしょうか。</p> <p>想定していないということでしたら、本人や支援者がいない中で会議の</p>

	出席者が何を基に意見交換をするのでしょうか。また、国の基準を上回る支給が必要な場合、理由については書面で記す等の対処は考えているのでしょうか。
障害者支援課	まず、本人の出席については現段階では想定しておりません。ただ、相談支援専門員等ご本人の支援者の立場になる方の出席については検討しております。第4条第2項(4)その他関係職員にあたります。 また、意見については書面での提出は想定しておりません。口頭で標準支給量を超える理由等についてはお話してもらう予定ですが、仮に支給決定会議でこの決定は認められないとなった場合でも、相談支援専門員に一度返した上で、見直しをしていただき、その上でどうしても必要であれば再度会議で検討するという流れを想定しております。
庄司委員	審査会の決定に対する不服申し立ての制度がありますが、支給決定会議に対する不服申し立ては可能でしょうか。
障害者支援課	不服申し立ては可能でございます。支給決定の通知は書面でお知らせをいたしますので、そこに記載がされております。
福澤委員	審議会資料3の右側のフロー図に「支援区分認定」とありますが、下にいくとまた「審査会」とでてくるが、これは支援区分認定を行っている審査会と同じものですか。
障害者支援課	そのとおりでございます。
福澤委員	ということは会議の数が増えるということですか。
障害者支援課	必ずしも増えるわけではありません。通常の審査会の中で専門的な意見をいただくことを想定しています。
岸田会長	支援区分認定の会議と審査会は一緒に行うということですか。
障害者支援課	はい。
古瀬委員	今の話を聞いて資料を見ると、支援区分認定の会議と審査会は一緒に行うので、資料の表記が重複しているのではないのでしょうか。
障害者支援課長	審議会資料の表記が分かりにくかったのですが、支援区分認定を行うのが審査会になっております。

岸田会長	資料を見ると支援区分認定と審査会が離れていて別の会議に見えますが、実際は同じ役割ということですね。
古瀬委員	支給決定会議は審議会資料4の第4条第2項を見ると「(4) その他関係職員」とありますが、(1)～(3)も市役所の職員となっているので、全て市役所職員で行うということでしょうか。
障害者支援課	(4)に関しては相談支援専門員、いわゆるケアマネが入ることも想定しております。
古瀬委員	ということであれば、表記としては「関係者」が正しいのではないのでしょうか。
障害者支援課	そのとおりでございます。表記が誤っていました。失礼いたしました。
藤野副会長	支援区分認定と審査会が同じということであれば、区分を決定すると同時に計画案を出してきて、標準支給量と希望支給量の照らし合わせを支給決定会議で行うということですか。
障害者支援課	そのように想定しておりますが、区分決定の段階では見えない事項もございますので、そういった場合には翌週の会議で決めるということも想定しております。
村山委員	審議会資料4の第3条第2項では「審査会に意見を求めることができる」とありますが、主体としては、支給決定会議として考えて良いのでしょうか。そうすると、資料3では審査会は支給決定会議の横等の方が良いのではないのでしょうか。
障害者支援課長	フロー図については、もう一度検討させていただきます。
岸田会長	審査会と支給決定会議が行き来するのかの流れが見えなかったということで、工夫をお願いします。
村山委員	<p>審議会資料5の3ページには、居宅介護に通院等介助とあるが、6ページの支給量の目安には通院等介助がありませんが、支給の想定をしていないのでしょうか。</p> <p>7ページの生活環境係数とありますが、積算根拠を教えてくださいたいです。単身生活者は係数「1.3」で足りるのでしょうか。</p>

<p>障害者支援課</p>	<p>13 ページの移動支援は支給量の目安が 20 時間となっておりますが、その積算根拠を教えてください。また、日中一時支援が市川市は少ないですが、本当に 23 日も必要なのでしょうか。移動支援の時間をもっと増やしていただきたいと思います。</p> <p>通院等介助については、移動にかかる時間が病院によって異なるため、標準的な支給量は設定しておりません。</p> <p>生活環境係数は、他市町村を参考にしつつ、実際に支給決定を行っている方をサンプリングし妥当な数字を定めております。</p> <p>支給量の目安については、あくまで標準的な支給量をお示しただけですので、この支給量が上限というわけではございません。目安を超える場合には、理由等をお示しいただき、支給決定会議で検討した上で、対応いたします。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>生活環境係数は、例えば「単身生活」であれば、隣に親族が生活をしている場合においても該当するというのでしょうか。</p>
<p>障害者支援課</p>	<p>はい。</p>
<p>岸田会長</p>	<p>議題については以上になりますが、審議会資料 4 の第 4 条第 2 項「(4) その他関係職員」の記載を「その他関係者」と訂正をお願いします。</p> <p>それでは、平成 30 年度第 1 回市川市社会福祉審議会を終了いたします。</p>
<p>終了</p>	<p>(事務局より今後の予定について説明)</p>